

特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の  
学位の授与に係る申請及び審査に関する細則

平成 27 年 3 月 10 日  
細則第 3 号  
最終改正 令和元年 7 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成 26 年規則第 1 号。以下「1 項学士特例規則」という。）第 2 条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対する学士の学位の授与に係る申請及び審査の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第 2 条 申請者となることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 1 項学士特例規則により特例の適用を認められた専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）を設置する短期大学又は高等専門学校を卒業した者（ただし、1 項学士特例規則第 6 条第 1 号に基づき短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部 4 年間に相当する教育課程の授業科目と、機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表（以下「認定科目表」という。）の授業科目を開講している学科を卒業した者に限る。）
- 二 特例適用専攻科に入学し、学士の学位授与の申請を行う年度に修了見込みの者（ただし、別に定める者に限る。）

(学位授与の申請の手続き)

第 3 条 申請者は、1 項学士特例規則第 4 条第 1 項に定める書類等については、在学する特例適用専攻科へ提出するものとする。

2 申請者は、1 項学士特例規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの書類等の提出にあたっては、あらかじめ学位審査手数料を支払い、その証明書を添付するものとする。

第 4 条 申請者が在学する特例適用専攻科は、申請者から提出された書類等を取りまとめて機構長へ申請するものとする。

2 申請者が在学する特例適用専攻科は、1 項学士特例規則第 4 条第 1 項第 2 号の書類等の提出にあたっては、申請者が修得した単位について、認定科目表との照合を行うものとする。

3 申請者が在学する特例適用専攻科は、申請者から提出された 1 項学士特例規則第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の書類等の提出にあたっては、申請者全員の学修総まとめ科目の成績評価に関する書類を添付するものとする。

(修得単位の審査)

第 5 条 修得単位の審査は、1 項学士特例規則第 3 条の規定に基づき、申請者から提出された単位修得証明書と、認定科目表との照合のうえで行うものとする。

- 2 前項の審査において、大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位については、別紙様式による認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書により審査するものとする。

(学修総まとめ科目の履修に関する審査)

第6条 学修総まとめ科目履修計画書の審査は、1項学士特例規則別表第一に定める項目及び内容に基づいて行うものとする。

- 2 機構長は、前項の審査において必要があるときは、申請者に対し、期限を付して、学修総まとめ科目履修計画書の再提出を求めることができる。
- 3 前項により、再提出を求めたときは、期限までに学修総まとめ科目履修計画書が再提出されなかった場合は、不合格とする。

第7条 学修総まとめ科目の成果の要旨等の審査は、1項学士特例規則別表第二に定める項目及び内容に基づき、申請者から提出された学修総まとめ科目の成果の要旨等と、前条の審査において可と判定された学修総まとめ科目履修計画書の内容とを照合のうえで行うものとする。

- 2 機構長は、前項の審査において必要があるときは、申請者に対し、期限を付して、学修総まとめ科目の成果の要旨等の再提出を求めることができる。

(学士の学位の授与)

第8条 学士の学位は、第5条から前条までの規定に基づき、修得単位及び学修総まとめ科目についての審査に合格した者に授与するものとする。

- 2 機構長は、前項により審査に合格した者に授与する学位記は、在学する特例適用専攻科へ伝達するものとする。

(他の規則等との関係)

第9条 特例適用専攻科に在学する者で第2条に該当するものからの学士の学位授与の申請は、1項学士特例規則及びこの細則によるものとし、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）第4条に基づく学士の学位授与の申請はできないものとする。

附 則

1. この細則は、平成27年4月1日から施行する。
2. 第2条の規定にかかわらず、平成26年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請については、平成27年10月の機構が別に定める期間から受け付ける。
3. 第9条の規定にかかわらず、平成26年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者のうち、機構が別に定める者については、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）第4条に基づく学士の学位授与の申請を受け付ける。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）  
この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 11 日）  
この細則は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 9 日）  
この細則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 9 日）  
この細則は、令和元年 7 月 9 日から施行する。

別紙様式（第5条第2項関係）

（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

別添の者については、学則等の規定に基づき、認定科目表の授業科目を履修したものとみなしたことを証明します。

（元号） 年 月 日

学(校)長

公印

